

令和4年1月開催 社会保険事務講習会・確認問題

次の【問1】から【問9】の記述について、正しい場合は『○』を、誤りの場合は『×』を別添の解答用紙に記入してください。

*解答用紙は添付しておりませんので、ご了承ください。

【問1】(老齢年金の受給開始年齢について)

昭和36年4月1日（女性は昭和41年4月1日）以前に生まれた方は、条件を満たせば65歳になる前から、特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができるが、特別支給の老齢厚生年金を受け取ると65歳以降に受け取る年金額が減額されてしまう。

【問2】(年金を受け取るために必要な資格期間について)

老齢年金を受け取るためには、10年以上の資格期間が必要である。

【問3】(老齢年金の年金額について)

年金を受けることができる資格期間を満たした方は、60歳未満であっても保険料を納付する必要はない。

【問4】(長期加入者の特例)

昭和36年4月2日生まれの男性が44年以上厚生年金保険に加入し退職した場合、長期加入者の特例を受けることができる。

【問5】(加給年金と振替加算について)

昭和32年1月2日生まれの夫（厚生年金保険20年以上加入）に昭和41年4月2日生まれの妻（厚生年金保険加入は20年未満）がいた場合、夫が65歳から受け取る老齢厚生年金に配偶者の加給年金（年間388,900円）が加算される。

ただし、加給年金を受け取ることは、妻が65歳までであり、その後、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。

【問6】(繰上げ受給について)

老齢年金の繰上げ受給手続きを行ったのが令和4年4月以降であっても、昭和37年4月1日以前生まれの方は、減額率は1か月あたり0.5%が適用される。

【問7】(繰下げ受給について)

日本年金機構と共に複数の老齢厚生年金を受け取ることができる場合は、すべての老齢厚生年金について同時に繰下げ請求をしなければいけないが、老齢基礎年金については同時に行う必要はない。

【問8】(在職老齢年金について)

厚生年金（報酬比例部分）の年金額が120万円（月額10万円）で、標準報酬月額が28万円、過去1年間の標準賞与額が84万円の場合、年金は全額支給される。

注：共済組合及び厚生年金基金の加入履歴はないこととする。

【問9】(雇用保険と年金の調整)

雇用保険の失業給付を65歳以降も受け続けることができたとしても、65歳以降の年金が支給停止されることはない。

令和4年11月開催 社会保険事務講習会・確認問題 解答と解説・留意点

(解 答)

問 題	解 答	正解率	問 題	解 答	正解率
問1	×	95.0%	問6	○	100%
問2	○	100%	問7	○	80.0%
問3	×	100%	問8	○	95.0%
問4	×	55.0%	問9	○	45.0%
問5	○	50.0%			

(解説・留意点)

問1	特別支給の老齢厚生年金は、昭和36年4月1日（女性は昭和41年4月1日）以前に生まれた方で、厚生年金保険または共済組合期間等の加入期間が1年以上ある場合、生年月日に応じた年齢から65歳になるまでの間に受け取ことができる年金です。 特別支給の老齢厚生年金を、生年月日に応じた年齢から受け始めても将来の年金が減額されたり、受給しなかったことで増額されることはありません。 ただし、生年月日に応じた年齢より前から繰上げて受取りを希望する場合は、繰上げ請求日から本来の受給開始日までの月数ごとに0.4%減額されます。
問2	設問のとおりです。 平成29年7月以前は25年以上の資格期間が必要でした。平成29年7月以前に受給開始年齢を迎える方は、原則25年以上の資格期間が必要です。
問3	20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めることで、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。（厚生年金保険は70歳まで） 保険料を納めなかった期間分は減額されてしまいますが、退職などで国民年金を納めることが困難な場合は、保険料の免除申請をしてください。
問4	長期加入者の受給開始年齢の特例は、特別支給の老齢厚生年金を受けることができる方が対象です。昭和36年4月2日以降に生まれた男性は、特別支給の老齢厚生年金を受けることができないので、受給開始年齢の特例を受けることはできません。
問5	設問のとおりです。 振替加算を受ける方は、「生年月日が昭和41年4月1日まで」という要件があることにについても注意してください。
問6	設問のとおりです。 繰上げ受給にかかる減額率は令和4年4月の法改正で0.5%から0.4%に改正されました、0.4%の減額率が適用されるのは昭和37年4月2日以降生まれの方です。

問 7	<p>設問のとおりです。 老齢基礎年金、老齢厚生年金どちらか一方のみ繰下げすることも可能ですし、繰下げ時期をずらすことも可能です。</p>
問 8	<p>基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下の場合は全額支給されます。 計算式は下記のとおりです。</p> <p>A. 基本月額（報酬比例部分の月額）…10万円 B. 総報酬月額相当額 $\text{報酬月額 } 28 \text{ 万円} + \text{ 年間賞与額 } 84 \text{ 万円} \div 12 = 35 \text{ 万円}$ A 基本月額10万円 + B 総報酬月額相当額35万円 = 合計額45万円 →基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下ため全額支給。</p>
問 9	<p>設問のとおりです。 雇用保険と年金との調整がかかるのは、65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む）や退職共済年金です。 65歳以降の年金には調整がかからないことにあわせて、65歳前であっても繰上げた老齢基礎年金も調整の対象にはなりません。（支給停止されません）</p>